

東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画(素案)(平成29年度～平成38年度)の概要

計画の位置付け

1 有人国境離島法

- 我が国の領海、排他的経済水域等の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持を目的として、10年間の時限立法として成立。(平成29年4月施行)

2 計画策定の根拠

- 有人国境離島法及び国の基本方針に基づき、特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持を図るため、東京都が策定

3 対象地域

- 有人国境離島法に「特定有人国境離島地域」として定められた「伊豆諸島南部地域」の三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村(1町3村、4島)

4 計画期間

- 平成29年度から平成38年度まで

5 計画の性格

〔意義〕

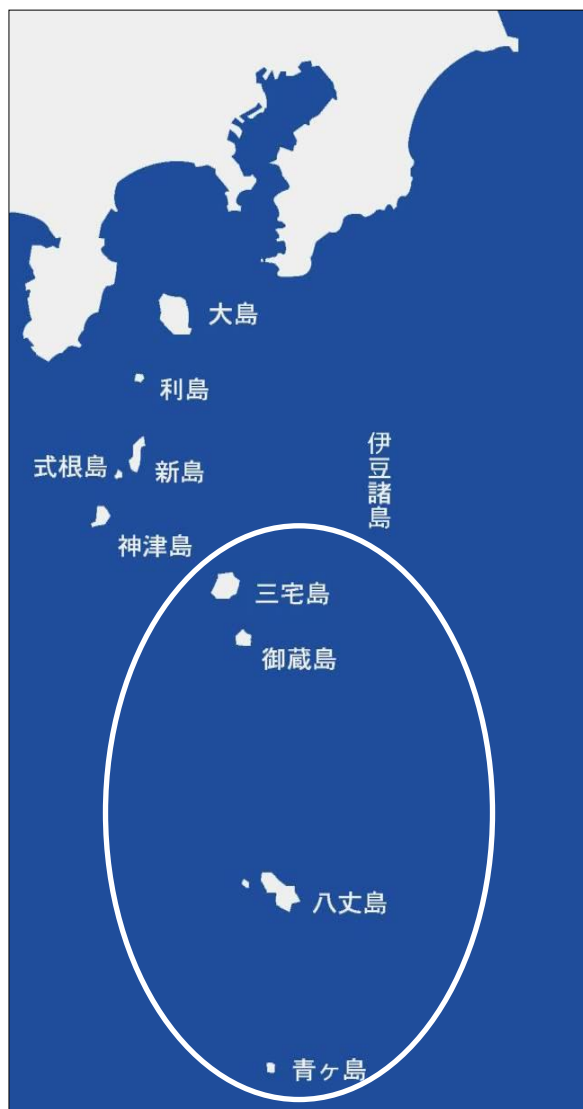
- 既存の「離島振興計画」に基づく振興策に加え、特定有人国境離島地域において継続的な居住が可能となる環境の整備を図るため、今後10年間の取組の方向性を示す。

〔効果〕

- 本計画に沿って実施される事業は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等、国が行う財政措置の対象となる。

6 推進体制及びフォローアップ

- 重要業績評価指標(KPI)及び数値に基づく成果目標を定め、進行管理及びフォローアップを行う。



※丸囲み内は、特定有人国境離島地域

分野別計画

有人国境離島法に基づく以下の各施策分野ごとに、現状と課題を示し、目標の実現に向けた具体的な今後の取組を記載している。

1 航路の運賃低廉化

- 島民負担の軽減を図り、生活の一層の安定と自立的発展のため、島民等が利用しやすい航路運賃への低廉化に取り組む。

2 航空路の運賃低廉化

- 島民負担の軽減を図り、生活の一層の安定と自立的発展のため、島民等が利用しやすい航空運賃への低廉化に取り組む。

3 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

- 物価の抑制及び島内産業の振興を図るよう、貨物運賃の低廉化に取り組む。

4 雇用機会の拡充

- 基幹産業の振興により地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充につながるような島の取組に対し、経営支援や就業支援、雇用就業関連情報の提供や、研修体制の強化、販路拡大等の支援に取り組む。

5 滞在型観光の促進

- 観光振興を促進するため、観光資源を活用した体験メニューやイベント、旅行者ニーズに対応した旅行商品の充実及び販売促進に取り組むほか、各島が連携した様々な媒体での効果的なPR活動を展開していく。

6 安定的な漁業経営の確保

- 持続可能な水産業の展開、特産品の開発や新たな販売ルートの開拓等、水産物の安定的な出荷、経営の安定、新規就業者や後継者の確保・育成を図っていくための取組を行う。

7 啓発活動

- 有人国境離島地域の意義について都民の理解と関心を深めるため、各種イベント等において広報その他の啓発活動を実施する。

8 推進体制及びフォローアップ

- 推進体制の整備、施策の実施状況のフォローアップにより、計画の実効性を確保し、施策を確実に推進していく。

島別取組

分野別計画では網羅しきれない各町村の現況や特徴的な地域社会の維持に関する取組を中心に、島別に取りまとめて示している。

1 三宅村

- 航路・航空路の運賃低廉化
- 貨物運賃の低廉化
- 基幹産業の振興と就業の場の確保、島外販路の構築、三宅島の魅力発信事業、空き家対策
- 水産品の島内外流通促進、適切な漁場・資源管理、漁業後継者育成事業

2 御蔵島村

- 航路・航空路の運賃低廉化
- 貨物運賃の低廉化
- 住宅確保と雇用機会の拡充、焼酎のブランド化と観光振興

3 八丈町

- 航路・航空路の運賃低廉化
- 貨物運賃の低廉化
- 地熱発電を有効利用した産業創出、地域活性化に寄与する人材の島外からの確保や雇用機会の拡充に寄与する創業等の支援、農業・漁業後継者や新規参入者の確保・育成、6次産業化の推進や地域資源を生かした体験型・滞在型観光の推進と基幹産業の振興による地域経済の活性化、移住希望者の定住化のための取組
- 気候変動による資源の変化に対応した漁業への転換、水産資源の維持・回復、資源管理型漁業の推進、未利用資源の製品化や販路拡大、漁業就業者の定着促進（新規独立までの育成策の充実・住宅の確保等）

4 青ヶ島村

- 航路・航空路の運賃低廉化
- 貨物運賃の低廉化
- 地熱などの地域資源の有効活用による新たな産業の創出、焼酎のブランド化による観光振興、地域資源を生かした商品開発